

増値税率の引き下げについて

岡山県上海事務所

3月28日に開かれた国務院常務会議で、5月1日から17%と11%の2種類の増値税^{※1}率をそれぞれ1ポイント引き下げるなど3項目の増値税改革深化措置が定められました。これにより、通年で市場主体の税負担4000億元超が軽減される見通しですが、税率変更により生じる利益・不利益もありますので、ご注意ください。

《増値税率》

		前	後
物品の販売又は輸入を行う場合	以下に該当しない場合	17%	16%
	以下の物品の販売又は輸入を行う場合 ・穀物、食用植物油 ・水道、暖気、冷気、お湯、ガス、LPG（液化石油ガス）、天然ガス、メタンガス、住居用石炭製品 ・図書、新聞、雑誌 ・飼料、化学肥料、農薬、農業機械、農業用プラスチックフィルム ・国務院の規定するその他の物品	11%	10%
	物品を輸出する場合（別途規定がある場合は除く）	0%	—
加工、修理、補修役務（以下、課税となる役務とします）の提供を行う場合		17%	16%
有形動産賃貸		17%	16%
交通運送、郵便、基礎通信、建築、不動産賃貸、不動産販売、土地権利譲渡		11%	10%
財政部、国家税務総局に規定する国内企業、個人の国外課税行為		0%	—
上述以外のサービス		6%	—
増値税簡易徴収税率		3%	—
特殊徴収税率（移行期間の優遇）		5%	—

※1 増値税： 中国の付加価値税のことで、日本の消費税に相当し、物品の販売や加工修理、輸入などを行う際に課税されます。輸出品にかかる増値税の税率は0%となっており、生産型の外資系企業が国内で仕入れを行う際に支払った増値税は一定の条件を満たせば還付されます。

【注意事項】

- 現状 17% 税率の国内販売製品の増値税発票を 2018 年 5 月 1 日以降に発行する場合、契約金額について得意先と慎重に確認する事が必要です。もし税込み金額で契約している場合、貴社としては増値税額が少なくなり、収入額が大きくなります。お客様が一般納税人^{※2}である場合、仕入増値税額が少なくなり、コストアップとなります。つまり、税込み金額が同額なら実質値上げしている状態になります。これについて、お客様の同意を得ずに実施してしまえばトラブルとなる可能性があります。

逆に材料商品の仕入れについても、確認する事が必要です。税込み金額が同額なら、知らずのうちに値上げを受けていることになります。

※2 一般納税人： 改正前は、貨物販売及び加工と修理労働の場合、年間課税売上高が 50 万円超、サービス、無形資産又は不動産を販売する場合、年間課税売上高が 500 万円超、又はそれ以外の業務で年間課税売上高が 80 万円超の納税人を指します。改正後は全ての業務において年間課税売上高が 500 万円超の納税人を指します。

一般納税人になるためには登録手続きが必要で、登録後は増値税専用発票を発行でき、取引先は増値税専用発票をもって仕入等にかかった増値税の還付が受けられます。

- 製造業については、輸出還付率が現状 17% の物品は 2018 年 7 月 31 日まで引き続き 17% の税率で還付を受けることが出来ます。よって、既に製造された製品についてはなるべく 2018 年 7 月 31 日以前に輸出通関を完了されることを提案します。

なお、小規模納税人^{※3}について、工業企業年商 50 万円以下・商業企業年商 80 万円以下という現行の基準を、いずれも交通運輸業・一部現代サービス業と同様年商 500 万円以下の基準に統一するという通知（財税[2018]33 号）も同時に公布されました。年商 500 万円以下の企業は 2018 年 12 月 31 日までに小規模納税人に転換することが可能です。小規模納税人は増値税率が 3% と低く設定されていますが仕入増値税は控除出来ません。また、転換時に未控除の仕入増値税額はコストに振り替えることとなります。

※3 小規模納税人： 一般納税人の条件に満たない納税人を指します。収める税率は低いですが、増値税専用発票を発行できず、取引先は仕入等にかかった増値税の還付が受けられないため、取引先にとっては不利となります。）

改正前は、業種により一般納税人の基準に達していなければ取得できない等の規制がありましたが、改正後は年間売上高が 500 万円以上となった場合、一般納税人の登録が義務付けられ、この基準に満たない場合でも、納税者が一般納税人となることを望めば、登録が認められます。

《小規模納税人基準》

納税者	小規模納税人の基準	変更後
物品生産又は課税役務提供を行う納税者、及び物品生産又は課税役務提供を主（年間課税売上に占める比率が50%以上）とし、物品の卸又は小売を兼業する納税者	年間増値税課税売上高が50万人民元以下	年間課税売上高の基準額は500万人民元以下
サービス、無形資産又は不動産を販売する納税者	年間課税売上高の基準額は500万人民元以下	
上述以外	年間課税売上高が80万人民元以下	

※2018年5月1日現在の情報となります。今後実務の上でどのように影響が出るか留意が必要です。